

令和6年度札幌市子宮頸がん・乳がん検診クーポン券  
事業における対象者に発送する受診案内の作成及び  
受診案内等の封入封緘業務

仕 様 書

令和6年5月

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課

## 1 業務名

令和6年度札幌市子宮頸がん・乳がん検診クーポン券事業における対象者に発送する受診案内の作成及び受診案内等の封入封緘業務

## 2 業務内容

- (1) 子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン券付受診案内様式2種の作成、見本品の事前提供、宛名等印字
- (2) 受診案内等の封入・封緘、郵便局への差し出し

## 3 札幌市から受託者へ渡すもの

- (1) 子宮頸がん検診手帳
  - ア 大きさ  
縦180mm～185mm × 横95mm～100mm
  - イ ページ数  
見開き20ページ
  - ウ 数量  
9,650部
- (2) 乳がん検診手帳
  - ア 大きさ  
縦180mm～185mm × 横95mm～100mm
  - イ ページ数  
見開き20ページ
  - ウ 数量  
13,650部
- (3) 子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン券用共通窓開き封筒
  - ア 大きさ  
縦120mm×横230mm（詳細は別添封筒様式1のとおり）
  - イ 数量  
別添封筒様式 23,100部
  - ウ 加工状態  
みみ（フラップ）は、開いた状態かつ折っていない状態
- (4) 対象者名簿  
宛名・住所等が記載されている全対象者の名簿を格納したエクセルファイル

## 4 子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン券付受診案内様式2種の作成

- (1) 数量：22,800セット（1折1セット）
  - ア 様式3-1（子宮頸がん）（3(4)の対象者名簿数。9,200セット）
  - イ 様式3-2（乳がん）（3(4)の対象者名簿数。13,250セット）
  - ウ テストデータ・再発行事前提供用様式（350セット）  
上記ア・イ2種について各150セット、住所氏名欄が空白の受診案内様式を、  
テストデータ・再発行用として、7月1日（月）までに、保健福祉局ウェルネス  
推進部ウェルネス推進課に提供すること（封入封緘は不要）

## (2) 仕様

- ア 大きさ（1セット当たり）：縦304mm×横210mm
- イ 紙質：上質紙又は再生上質紙70kg
- ウ 刷色：表4色、裏4色
- エ 印刷内容

見本は別添クーポン様式3-1、3-2のとおり。本市が提供するデータ（PDF）に基づき、イラスト、文言、レイアウト等の変更を口頭又は文面で伝えるので、その内容を反映したものを印刷すること。

また、テストデータ原稿は作成次第速やかに、当課あてデータにて提出すること。

- オ 印刷方法：オフセット

- カ 加工（様式3-1、様式3-2参照）

ミシン目加工（1セット当たり）横1本、ジャンプミシン縦1本

- キ 校正：3回

(3) 入稿日：発注後直ちに上記(1)ア、イのデータを提供する。

## 5 宛名等印字の概要

### (1) 概要

日本人及び外国人について、上記3(4)のとおり札幌市から提供した対象者名簿（エクセルファイル）を基に、様式3-1（子宮頸がん）、様式3-2（乳がん）にそれぞれ宛名等を印字する。なお、通称名のある外国人は、「氏名」欄に通称名を印字する。

令和6年 4月1日 時点の年齢	無料クーポン券 印字対象がん検診	上記3(3)子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン券用窓開き封筒へ封入するもの
20歳	子宮頸がん検診	上記3(1)子宮頸がん検診手帳、 様式3-1（子宮頸がん検診無料クーポン券付受診案内（以下6のとおり宛名等印字が行われたもの））
40歳	乳がん検診	上記3(2)乳がん検診手帳、 様式3-2（乳がん検診無料クーポン券付受診案内（以下7のとおり宛名等印字が行われたもの））

### (2) 外字について

上記(1)にて提供するデータには外字が含まれているため、外字フォントファイルを提供するので、使用すること。

なお、提供するデータの漢字氏名及び住所はUnicodeそれ以外はShift-JISコードとなっているので、対応すること。

## 6 様式3-1への宛名等印字（＝子宮頸がん検診無料クーポン券付受診案内）

- ア 左端から29mm、用紙上部から34mmの位置に縦45mm×横90mmの枠内に印字する（様式3-1参照）。
- イ フォントは10.5ポイントとする。
- ウ 印字内容は、上から個別郵便番号（1行）、個別住所（3行）、個別氏名（1字空けて）様（1行）、一行空けて、個別受診券番号#（右寄り）、郵便バーコード

とする。

エ 住民基本台帳の郵便番号が無い場合、又は8桁未満の場合は、郵便バーコード

を出力しない。この場合には、エラーリストとして取りまとめて報告すること。

オ クーポン券表面の左側（様式の左側下部分）

5(1)の表に基づき、子宮頸がん検診の対象者を上段カラー部分に下記のとおり印字する。

- 用紙端からの寸法は様式3-1参照。
- 縦30mm×横98mmの枠内に印字する。
- フォントは11ポイントとする。
- 印字内容は上から「1-受診券番号」「氏名」「生年月日」「住所」「郵便バーコード」を印字する。

## 7 様式3-2への宛名等印字（＝乳がん検診無料クーポン券付受診案内）

ア 左端から29mm、用紙上部から34mmの位置に縦45mm×横90mmの枠内に印字する（様式3-2参照）。

イ フォントは10.5ポイントとする。

ウ 印字内容は、上から個別郵便番号（1行）、個別住所（3行）、個別氏名（1字空けて）様（1行）、一行空けて、個別受診券番号#（右寄り）、郵便バーコードとする。

エ 住民基本台帳の郵便番号が無い場合、又は8桁未満の場合は、郵便バーコードを出力しない。この場合には、エラーリストとして取りまとめて報告すること。

オ クーポン券表面の左側（様式の左側下部分）

5(1)の表に基づき、乳がん検診の対象者を上段カラー部分に下記のとおり印字する。

- 用紙端からの寸法は別紙参照。
- 縦30mm×横98mmの枠内に印字する。
- フォントは11ポイントとする。
- 印字内容は上から「1-受診券番号」「氏名」「生年月日」「住所」「郵便バーコード」を印字する。

## 8 封入・封緘

### (1) 内容

上記5(1)の表のとおり、上記3(3)子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン券用共通窓開き封筒に、上記3(1)子宮頸がん検診手帳と上記6にて宛名印字された様式3-1を最大9,200セット、上記3(2)乳がん検診手帳と上記7にて宛名印字された様式3-2最大13,250セットを、それぞれ封入封緘する。

なお、上記6、7で宛名印字された郵便番号・住所・氏名・受診券番号・郵便バーコードが、上記3(3)子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン券用共通窓開き封筒の窓から見えるように封入封緘する。

### (2) 封入封緘方法

原則、自社内で封入封緘を行うこと。封入封緘後、誤封入及び未封緘のチェックを行い、封緘した封筒数を委託者に報告すること。

※ 差し出し郵便局の機械による郵便バーコード読み込みの実施後に開封することのな

いように封緘すること。

## 9 郵便局への差し出し

### (1) 郵便区ごとの箱詰め

上記8の作業が完了した封筒は、郵便区ごと（郵便番号の上3桁ごと。ただし、061の場合は061-22\*\*と061-23\*\*で分ける。）に箱詰めし、1箱に一定数を入れること。箱には仕分けした郵便番号と、箱内の数量が明記された紙札を貼付すること。梱包箱は受託者が用意する。箱下面是容易に開かないものとし、箱上面はすぐ開けることが可能なふたとすること。

### (2) 郵便区ごとの集計

上記(1)で仕分けした封筒の郵便区ごとの数量を集計し、集計表を作成する。

### (3) 該当郵便局への差し出し

日本郵便が指定する様式に、上記(2)で集計した郵便区ごとの差し出し枚数を記載し、上記(1)とともに郵便区ごとに該当する郵便局（ただし、061-23\*\*については、札幌中央郵便局）に差し出すこと。その際、郵便局窓口において必要が生じた際には、本市担当職員と連絡が取れる体制を整えること。差し出しの際の運搬車は受託者が用意すること。

## 10 業務の日程

- (1) 令和6年7月1日（月）までに、上記4(1)ウのテストデータ・再発行事前提出用様式を、保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課に提供すること。
- (2) 令和6年6月下旬頃を目途に、上記3(1)～(3)の作成者が成果物を受託者のもとへ搬入するため、本市を通じて作成業者と必要な連絡を行うこと。
- (3) 上記6～9の受診案内への宛名等印字、封入封緘を完了させ、7月17日（水）が発送日となるよう調整した上で郵便局に差し出しが完了次第、下記15の担当者へ連絡する。

## 11 業務履行確認方法

- (1) 令和6年7月17日（水）までに、上記9(1)の箱詰めを終了し、同(2)の集計表と作業記録、リスト等を提出すること。
- (2) 令和6年7月22日（月）までに、上記9(3)による各郵便局からの受領書類と本市指定様式の完了届を提出すること。
- (3) 封入封緘後、上記3(1)～(3)及び4の残部数を確認し、種類毎に箱詰めした上で保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課に納品すること。

## 12 契約の履行期間

契約締結日から令和6年7月22日（月）までとする。

## 13 個人情報の保護

受託者は、別紙2「個人情報取扱安全管理基準」に適合していることを示すため、様式1「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」に必要書類を添付して提出すること。また、業務完了後、様式2「個人情報取扱状況報告書」を提出し、委託者に個人情報の取扱状況を報告すること。

## 14 その他

- (1) 成果品等について、著作権・版権等は札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (2) 受託者は、本契約に基づく成果品（以下「本著作物」という。）に関連し、新たに生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、委託者に譲渡するものとする。また、受託者は、本著作物に関し新たに生じた著作者人格権を委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 著作権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (4) 製造に使用した版下、試刷紙、損刷紙等の管理・取扱には十分に注意し、破棄処分すること。
- (5) 業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、質疑が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。また、作業進行状況を適時報告し、作業日程の管理を徹底すること。
- (6) 本市職員が立ち会う場合があるので、受け入れできる体制を整えること。
- (7) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (8) 本業務の履行において使用する商品・材料、製作物等は、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき環境に配慮したものとすること。
- (9) 作成に当たっては本市が作成した「広報に関する色のガイドライン改訂版」(<https://www.city.sapporo.jp/koho/color/>)を参考とし、誰にとっても見やすく、分かりやすくなるよう配慮すること。
- (10) 成果品の版のほか、印刷物の完成原稿データをAdobe Illustrator及びPDF形式でCD-Rにより札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課に納品すること。なお、それに要する費用は、受託者において負担する。
- (11) 成果品の中に、本仕様を満たしていない品質のものがあった場合には、受託者の責任・負担において、再作成等を行うこととする。

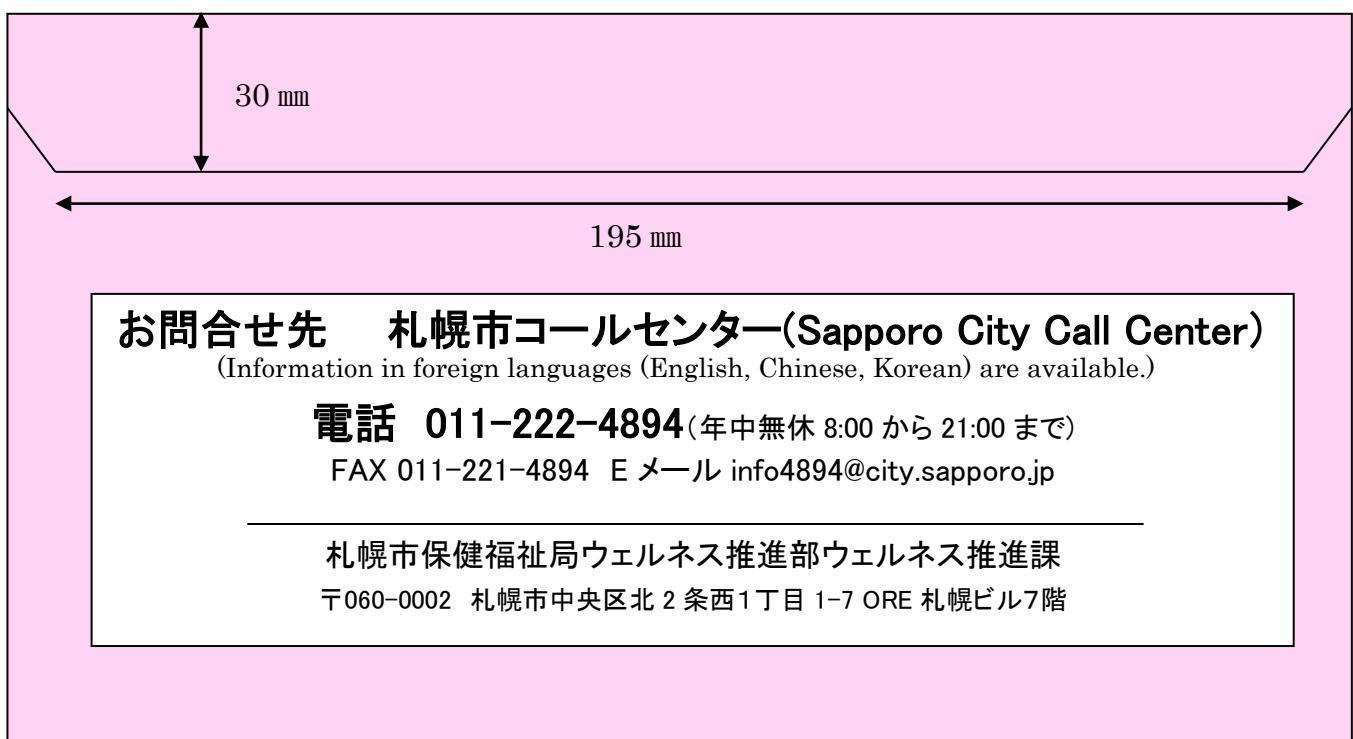
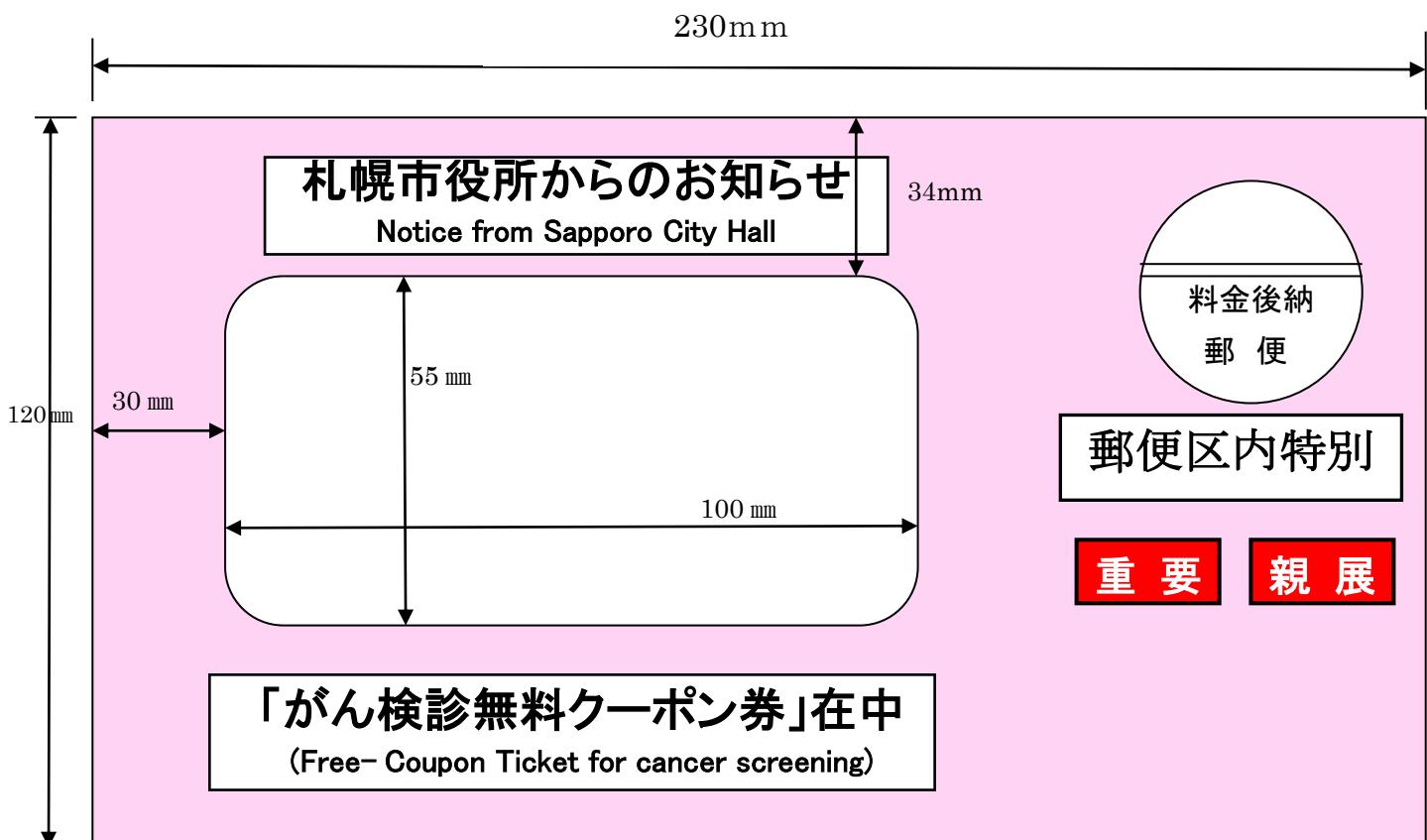
## 15 本件に係る問い合わせ先

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課 がん・たばこ対策担当係

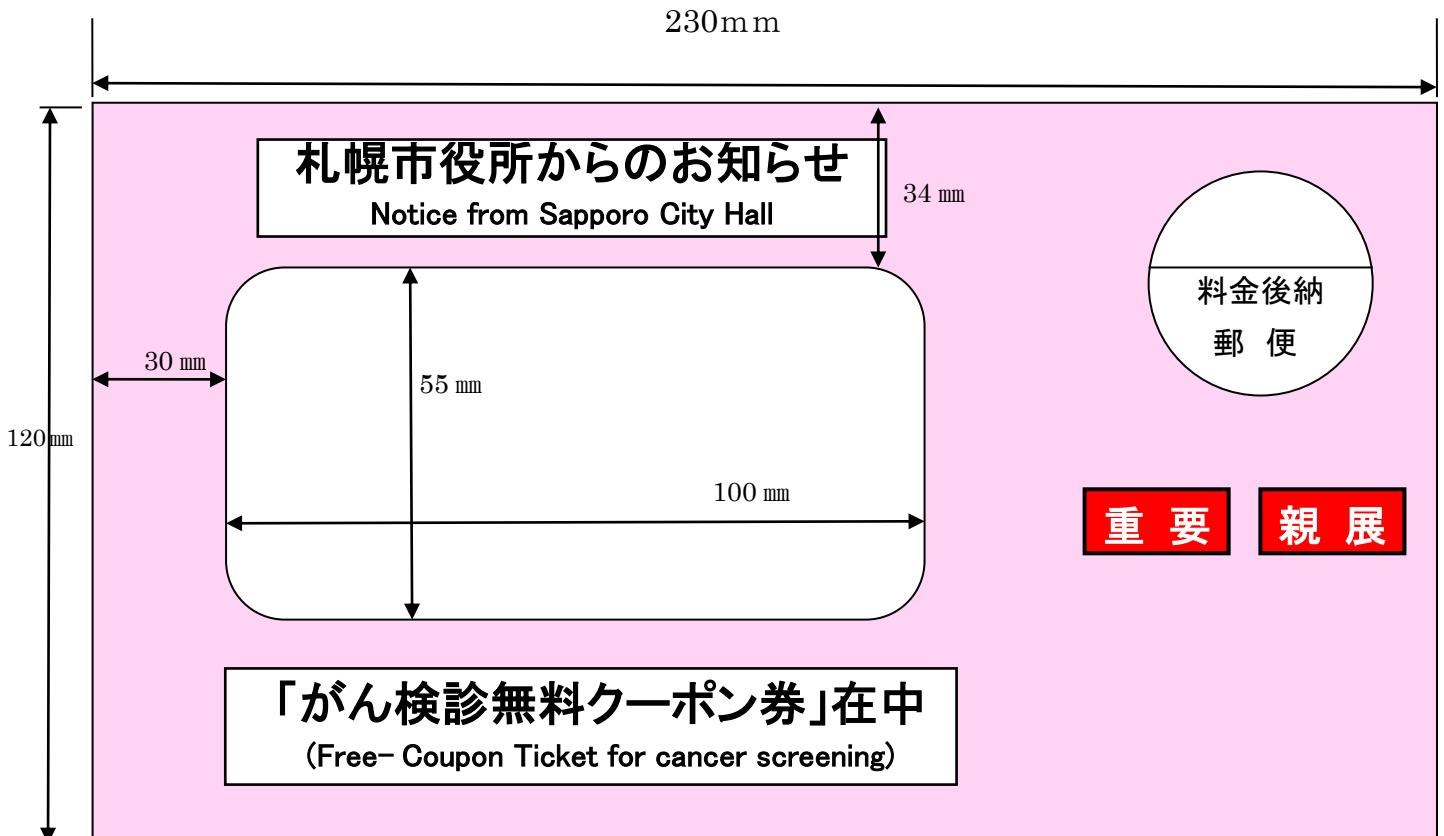
担当：小松（電話 011-211-3514）

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE 札幌ビル7階

別添封筒様式 1



別紙封筒様式 2



## 【別紙2】

### 個人情報取扱安全管理基準

#### 1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

個人情報の適正な取扱いの確保について基本方針を策定していること。

また、以下の内容を記載した個人情報の保護に関する規程及び個人情報の取扱手順等が定められていること。

- (1) 組織的安全管理措置
- (2) 人的安全管理措置
- (3) 物理的安全管理措置
- (4) 技術的安全管理措置

※ 上記(1)～(4)の具体的な内容については、個人情報保護委員会ホームページ

(<https://www.ppc.go.jp>) に掲載されている「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」の「4－3－1」の「安全管理措置（法第66条）」を御確認ください。

#### 2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者が定められており、基本方針、規程及び個人情報の取扱手順等に明記されていること。

#### 3 従業者の指定、教育及び監督

- (1) 個人情報の秘密保持に関する事項が就業規則等に明記されていること。
- (2) 個人情報を取り扱う従業者を指定すること。
- (3) 個人情報の取扱い、情報システムの運用・管理・セキュリティ対策及びサイバーセキュリティの研修計画を策定し、従業者に対し毎年1回以上研修等を実施していること。また、個人情報を取り扱う従業者は、必ず1回以上研修等を受講している者としていること。
- (4) 総括保護管理者及び保護管理者は、従業者に対して必要かつ適切な監督を行うこと。

## 4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

(1) 個人情報を取り扱う管理区域を明確にし、当該区域に壁又は間仕切り等を設置すること。

### 【管理区域の例】

- ・ サーバ等の重要な情報システムを管理する区域
- ・ 個人情報を保管する区域
- ・ その他個人を取り扱う事務を実施する区域

(2) (1)で設定した管理区域について入室する権限を有する従業者を定めること。

また、入室に当たっては、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化及び部外者が入室する場合は、管理者の立会い等の措置を講ずること。さらに、入退室の記録を保管していること。

(3) (1)で設定した管理区域について入室に係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定めの整備及びパスワード等の読み取り防止等を行うために必要な措置を講ずること。

(4) 外部からの不正な侵入に備え、施錠装置、警報措置及び監視装置の設置等の措置を講ずること。

(5) 管理区域では、許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずること。

## 5 セキュリティ強化のための管理策

情報資産の盗難、紛失、持出し、複写・複製、目的外の使用及び第三者への提供を防止するため以下の対策を実施していること。

(1) 個人情報の取扱いに使用する電子計算機等は、他のコンピュータと接続しない単独による設置又は当該業務に必要な機器のみと接続していること。また、インターネット及び当該業務を実施する施設外に接続するインターネット等の他のネットワークに接続していないこと。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。

(2) 個人情報の取扱いにおいてサーバを使用している場合は、当該業務を実施する施設内に設置していること。また、サーバへのアクセス権限を有する従業者を定めること。さらに、部外者のアクセスは必要最小限とし、管理者の立会い等の措置を講ずること。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。

- (3) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等は、アクセス権等を設定し、使用できる従業者を限定すること。また、アクセスログやログイン実績等から従業者の利用状況を記録し、保管していること。
- (4) 記録機能を有する機器の電子計算機等への接続制限について必要な措置を講ずること。
- (5) 本市が貸与する文書、電子媒体及び業務にて作成した電子データを取り扱う従業者を定めること。
- (6) 業務にて作成した電子データを保存するときは、暗号化又はパスワードにより秘匿すること。また、保存した電子データにアクセスできる従業者を限定するとともにアクセスログ等から従業者の利用状況を記録し、契約期間終了後、1年以上保管していること。
- (7) 本市が貸与する文書及び電子媒体は、施錠できる耐火金庫及び耐火キャビネット等にて保管すること。また、書類の持ち出し記録等を作成していること。
- (8) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、従業者が正当なアクセス権を有する者であることをユーザID、パスワード、磁気・ICカード又は生体情報等のいずれかにより識別し、認証していること。
- (9) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、セキュリティ対策ソフトウェア等（ウィルス対策ソフトウェア等）を導入していること。
- (10) 業務にて作成した電子データを削除した場合は、削除した記録を作成していること。また、削除したことについて証明書等により確認できる措置を講ずること。
- (11) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用すること。
- (12) 本市の許可なく第三者に委託しないこと。

## 6 事件・事故における報告連絡体制

- (1) 従業者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の管理者への報告連絡体制を整備していること。
- (2) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案の発生又は兆候を把握した場合の従業者から管理者等への報告連絡体制を整備していること。

(3) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案が発生した際の本市及び関連団体への報告連絡体制を整備していること。併せて、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の検討並びに決定等に係る体制及び手順等を整備していること。

## 7 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制

本市が貸与する文書、電子媒体及び左記書類等に基づき作成される電子データを持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用すること。また、暗号化、パスワードによる保護、追跡可能な移送手段等により、破損、紛失、盗難等のないよう十分に配慮していること。

## 8 関係法令の遵守

個人情報の保護に係る関係法令を遵守するために、必要な体制を備えていること。

## 9 定期監査の実施

個人情報の管理の状況について、定期に、及び必要に応じ、隨時に点検、内部監査及び外部監査を実施すること。

## 10 個人情報取扱状況報告書の提出

本市の求めに応じ、又は当該業務契約に基づき、各月の期間ごとの役務完了の書面提出時において、本市が指定する様式にて個人情報取扱状況報告書を提出すること。

## 11 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）又はプライバシーマーク等の規格認証

ISMS（国際標準規格 ISO/IEC27001:2013、日本工業規格 JISQ27001:2014）、プライバシーマーク（日本工業規格 JISQ15001:2006）等の規格認証を受けていること。

【様式 1】

個人情報取扱安全管理基準適合申出書

年　　月　　日

(申請者)

貴市の個人情報取扱安全管理基準について下記のとおり適合していることを申し出ます。

記

●個人情報取扱安全管理基準及び確認事項

※ 本申出書において各種資料のご提出をお願いしております。資料が提出できない場合は、実地の監査、調査等の際などに当該書類の内容を確認いたします。

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

---

---

---

---

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記載した書類をご提出ください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は提出不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

3 従業者の指定、教育及び監督

- (1) 当該業務に従事する従業者を「従業者名簿」にてご提出ください。
- (2) 従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。
- (3) 従業者を対象とした研修実施報告書等をご提出ください。

#### 4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の詳細についてご記入ください。□欄は管理区域に当該装置を設置している場合、■とチェックしてください。また、個人情報を黒塗りにした各管理区域の入退室記録を提出してください。

・管理区域の名称.....

入退室の認証方法.....

入退室記録の保存期間.....

施錠装置  警報装置  監視装置  その他 ( )

持込可能な電子媒体及び機器.....

・管理区域の名称.....

入退室の認証方法.....

入退室記録の保存期間.....

施錠装置  警報装置  監視装置  その他 ( )

持込可能な電子媒体及び機器.....

・管理区域の名称.....

入退室の認証方法.....

入退室記録の保存期間.....

施錠装置  警報装置  監視装置  その他 ( )

持込可能な電子媒体及び機器.....

・管理区域の名称.....

入退室の認証方法

入退室記録の保存期間

施錠装置  警報装置  監視装置  その他 ( )

持込可能な電子媒体及び機器

## 5 セキュリティ強化のための管理策

セキュリティ強化の詳細についてご記入ください。貴社のセキュリティが各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。

### (1) 個人情報の取扱いに使用する電子計算機のセキュリティについて

- 他のネットワークと接続していない。  
 従業者にアクセス権限を設定している。

従業者の利用記録の保存期間 ( )

- 記録機能を有する機器の接続制御を実施している。

接続制御の方法 ( )

- 従業者の認証方法 ( )

- セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。

※個人情報を黒塗りにした従業者の利用記録を提出してください。

### (2) 文書、電子媒体の取扱いについて

- 取り扱うことができる従業者を定めている。  
 文書、電子媒体の持ち出しを記録している。

当該記録の保存期間 ( )

- 文書、電子媒体等について施錠できる耐火金庫等に保管している。

※個人情報を黒塗りにした文書、電子媒体の持ち出し記録を提出してください。

### (3) 業務にて作成した電子データの取扱いについて

- 取り扱うことができる従業者を定めている。  
 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。  
 電子データの利用状況について記録している。  
 作成した電子データの削除記録を作成している。

※個人情報を黒塗りにした電子データの利用状況の記録及び削除記録を提出してください。

## 6 事件・事故における報告連絡体制

個人情報取扱安全管理基準の「6 事件・事故における報告連絡体制」(1)から(3)までの内容を満たしていることが分かる書類を提出してください。上記1にて提出した基本方針等に記載がある場合は提出不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

## 7 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を搬送及び持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用している。
- 上記以外の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

---

---

## 8 関係法令の遵守

個人情報の保護に係る関係法令を遵守するための体制及び取組等をご記入ください。

---

---

## 9 定期監査の実施

貴社の内部監査及び外部監査の実施状況についてご記入ください。各監査の実施状況が各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。また、各監査の実施状況が分かる書類をご提出ください。なお、外部監査は情報セキュリティマネジメントシステム等の認証を受ける際の審査を外部監査として取り扱っても問題ございません。その場合は、各種申請の認証通知を監査の実施状況の書類といたします。

- 内部監査を実施している。
- 外部監査を実施している。

10 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）、プライバシーマーク等の認証等、貴社が取得しているセキュリティ関連の認証についてご記入ください。

また、認証を受けたことが分かる書類をご提出願います。

取得しているセキュリティ関連の認証（ISMS・プライバシーマーク等）

名称\_\_\_\_\_

認証年月日\_\_\_\_\_ 最終更新年月日\_\_\_\_\_

名称\_\_\_\_\_

認証年月日\_\_\_\_\_ 最終更新年月日\_\_\_\_\_

名称\_\_\_\_\_

認証年月日\_\_\_\_\_ 最終更新年月日\_\_\_\_\_

【様式 2】

個人情報取扱状況報告書

年　月　日

札幌市長

様

住 所

会社名

代表者名

個人情報取扱安全管理基準及び個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名
-------

受託期間

対象期間

安全管理対策の実施状況

1 当該業務において、標記の基準及び特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報取扱安全管理基準適合申出書の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。

(1) 従業者の指定、教育及び監督（変更なし・変更あり）

(2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり）

(3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり）

(4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり）

○（発生した場合）事件・事故の状況：

(5) 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり）

○（実績ある場合）概要：

(6) 関係法令の遵守（変更なし・変更あり）

(7) 定期監査の実施（変更なし・変更あり）

(8) その他個人情報取扱安全管理基準適合申出書からの変更（なし・あり）

2 その他特記事項等

## 子宮頸がん検診

無料

今年度限定！

札幌市長 秋元 克広

〒000-0000  
札幌市中央区北1条西11丁目1番地1  
サッポロハイツ111号

札幌 花子 様

#999999999

お問い合わせ先  
札幌市コールセンター(年中無休8:00~21:00)  
電話 011-222-4894  
FAX 011-221-4894  
Eメール info4894@city.Sapporo.jp  
ホームページ  
<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/kupon.html>  
札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課



※次回の子宮頸がん検診からは、一部自己負担がかかりますが、今回は無料で検査ができます。  
※職場等でがん検診を受ける機会のある方も無料クーポン券を使用して札幌市がん検診を受診  
できます。今後も職場等でのがん検診の継続受診をお願いいたします。



がんの早期発見・早期治療のために、このクーポン券をきっかけとして、これからも定期的にがん検診をお受けになっていただけると幸いです。  
※「札幌市のがん検診」については、同封の検診手帳（子宮頸がん検診手帳18ページ）をご覧ください。

<クーポン券の対象者：令和6年（2024年）4月1日時点で下記の年齢の方>  
満20歳の女性 生年月日：平成15年（2003年）4月2日～平成16年（2004年）4月1日

&lt;受診方法&gt; ※裏面の注意事項もよくお読みになって、受診してください。

① 検診実施医療機関へ直接申し込みをしてください。（予約時に無料クーポン券で札幌市の子宮頸がん検診を受診  
したいとお伝えください）

② 持ち物：クーポン券と身分証明書（健康保険証等）

※受診時に上記持ち物を提示して頂けない場合は、無料になりませんのでご注意ください。

③ 有効期限：令和7年3月31日まで

※例年、2月・3月は検診実施医療機関が大変混み合うことや結果説明、請求事務に一定の時間がかかること等の  
理由により受診予約ができない事例が多く発生しておりますので、お早目にご予約・ご使用ください。

上記の理由等により受診ができなかった場合であっても、有効期限を過ぎると使用できませんのでご注意ください。

◆検診項目：問診・視診・子宮頸部細胞診・内診 ※子宮体部細胞診は無料なりません。

※令和6年（2024年）4月15日現在の住民基本台帳に掲載されている住所、氏名をもとにお送りしています。

※この無料クーポン券事業は、国で示された要領に基づいて、札幌市が実施しています。

※各検診実施医療機関への移動代は、無料なりません。

※今までにかかったご病気、検診時の症状によっては、無料クーポン券が使用できない場合があります、また妊娠中の検査は、  
クーポン券が使用できない場合がありますので、主治医にご相談ください。

切り取り線

受診券番号 1-99999999  
氏名 札幌 花子  
生年月日 平成15年04月02日  
住所 札幌市中央区北1条西11丁目1番地1  
サッポロハイツ111号

子宮頸がん検診無料クーポン券

有効期限：令和7年3月31日まで

受診年月日 令和 年 月 日  
受診医療機関

札幌市

これからは偶数歳で



札幌市のがん検診



子宮頸がん検診を受けよう

札幌市がん検診イメージキャラクター「あんしんけん」

# 注 意 事 項

Q1

昨年(または今年)、すでにがん検診を受診しましたが、このクーポン券を使って再び受診できますか?

A

受診できます。なお、次の3項目すべてに該当される方には、自己負担相当額を札幌市から払戻しします。(検診実施医療機関では払戻しません)

①令和6年(2024年)4月1日から令和6年(2024年)7月31日までの間に

②札幌市がん検診の子宮頸がん検診又は乳がん検診(クーポン券の対象となるがん検診のみ対象)を受診して

③自己負担額を支払った方

上記3項目に該当する方には、札幌市から令和6年(2024年)12月頃に、ご案内文書及び申請書を郵送します。払戻し申請の際には、クーポン券が必要となりますので保管しておいてください。

(払い戻しの申請は、①～③に該当する方へ自動的に申請書等を郵送いたしますので、事前の申込みは不要です。)

\*人間ドックや職場等のがん検診・治療中・治療後の検査、妊娠中の検査は「札幌市がん検診」ではありません。そのため、払戻しの対象外となりますので、ご了承ください。

Q2

住所・姓が変わる(変わった)のですが、このクーポン券は使えますか?

A

【市外に転出の場合】

転居先の市区町村にお問い合わせください。

【市内で転居の場合】

旧住所の無料クーポン券と現在の住所が分かる身分証明書(保険証等、氏名、生年月日、住所がわかるもの)を持参の上、窓口で札幌市内で引っ越しをしたことを説明してください。

【姓が変わった場合】

旧姓の無料クーポン券と新姓の身分証明書(保険証等、氏名、生年月日、住所がわかるもの)を持参の上、窓口で名字が変わったことを説明してください。

Q3

このクーポン券はどこの医療機関でも使えますか?

A

指定の検診実施医療機関のみで使用できます。

Q4

本人以外でもこのクーポン券を使えますか?

A

使用できません。本人のみが使用できます。検診実施医療機関の窓口で本人確認をしますので、受診の際は必ずクーポン券と健康保険証などの身分証明書をお持ちください。

事項

※子宮頸がん検診・乳がん検診 共通

Q5

追加でエコー検査や子宮体部がん検査を受けた場合も無料となりますか?

A

追加検査を受けた場合は、別途、検診料金がかかります。

検診実施医療機関にご確認のうえ、受診してください。

なお、40歳代の方については、乳がん超音波検査(エコー検査)を800円で札幌市の乳がん検診に付加できる場合があります。

※札幌市の乳がん超音波検査を実施していない医療機関もございますので、事前に札幌市乳がん検診実施医療機関(同封の乳がん検診手帳および下記2次元コード等で確認できます)にご確認ください。

※「札幌市がん検診」の費用免除の対象の方は、札幌市乳がん超音波検査を無料で受診できる場合があります。

Q6

クーポン券が使用できない条件はありますか?

A

過去に治療をされたことがある方や現在治療中の方、妊娠中や授乳中は、クーポン券が使用できない(札幌市がん検診を受診できない)場合がありますので、医師にご相談ください。

Q7

クーポン券はいつまで使用できますか?

A

令和7年(2025年)4月1日以降、このクーポン券は無効となり使用できません。例年、2月・3月は検診実施医療機関が大変混み合うことや結果判明・請求事務に一定の時間がかかること等の理由によって、受診予約ができない事例が多く発生しておりますので、お早目にご予約・ご使用ください。

なお、札幌市では、このクーポン券事業とは別に、職場等で受診機会のない方に対し「札幌市がん検診」を実施しています。

・子宮がん検診:満20歳以上の女性で原則偶数歳の時に1回

・乳がん検診:満40歳以上の女性で原則偶数歳の時に1回

・胃がん検診:満50歳以上で原則偶数歳の時に1回

※子宮がん検診・乳がん検診・胃がん検診ともに直前の偶数歳時に札幌市がん検診を受診していない奇数歳の方は受診可能です。

・大腸がん・肺がん検診:満40歳以上で年に1回

指定の検診実施医療機関については、同封の検診手帳(子宮頸がん検診手帳10ページ、乳がん検診手帳11ページ)をご覧ください。なお、以下の2次元コード、ホームページまたは表面の上記お問い合わせ先でも確認していただけます。

実施医療機関

札幌市 がん検診 医療機関

検索



## ウェルネス何フル? ～カラダにイイこと、もう一步～



### 【受診者の方へ】

●1度使用されたクーポン券は使用できません。

●このクーポン券の売買、第三者への譲渡はできません。

●このクーポン券に記載された内容が修正された場合は、使用できません。

●受診時にクーポン券の提出がない場合は、無料検診の対象外となります。

### 【検診実施医療機関の方へ】

●このクーポン券を使用する場合は、健康保険証(身分証明書等)で必ず本人確認を行なって下さい。

●札幌市に検診費用を請求する際は、このクーポン券の添付が必要です。

●医療機関の方は ウェルネス推進課にお問い合わせください。

### (お問合せ先)

札幌市コールセンター:電話 011-222-4894

年中無休(8:00～21:00) FAX 011-221-4894

Eメール info4894@city.sapporo.jp

(発行) 札幌市保健福祉局 ウェルネス推進部 ウェルネス推進課

電話 011-211-3514

FAX 011-211-3521

## 乳がん検診

無料

今年度限定！

札幌市長 秋元 克広

〒000-0000  
札幌市中央区北1条西11丁目1番地1  
サッポロハイツ111号

札幌 花子 様

#999999999

お問い合わせ先  
札幌市コールセンター(年中無休8:00~21:00)  
電話 011-222-4894  
FAX 011-221-4894  
Eメール info4894@city.Sapporo.jp  
ホームページ  
<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/kupon.html>  
札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課



※次回の乳がん検診からは、一部自己負担がかかりますが、今回は無料で検査ができます。  
※職場等でがん検診を受ける機会のある方も無料クーポン券を使用して札幌市がん検診を受診  
できます。今後も職場等でのがん検診の継続受診をお願いいたします。



がんの早期発見・早期治療のために、このクーポン券をきっかけとして、これからも定期的にがん検診をお受けになっていただけると幸いです。  
※「札幌市のがん検診」については、同封の検診手帳（乳がん検診手帳18ページ）をご覧ください。

&lt;クーポン券の対象者：令和6年（2024年）4月1日時点での年齢の方&gt;

満40歳の女性 生年月日：昭和58年（1983年）4月2日～昭和59年（1984年）4月1日

&lt;受診方法&gt; ※裏面の注意事項もよくお読みになって、受診してください。

- ① 検診実施医療機関へ直接申し込みをしてください。（予約時に無料クーポン券で札幌市の乳がん検診を受診したいとお伝えください）
- ② **持ち物**： **クーポン券と身分証明書（健康保険証等）**  
※受診時に上記持ち物を提示して頂けない場合は、無料になりませんのでご注意ください。
- ③ 有効期限： 令和7年3月31日まで  
※例年、2月・3月は検診実施医療機関が大変混み合うことや結果説明、請求事務に一定の時間がかかること等の理由により受診予約ができない事例が多く発生しておりますので、お早目にご予約・ご使用ください。  
**上記の理由等により受診ができなかった場合であっても、有効期限を過ぎると使用できませんのでご注意ください。**
- ◆検診項目： 問診・マンモグラフィ検査（二方向撮影） ※超音波検査は無料なりません。

※令和6年（2024年）4月15日現在の住民基本台帳に掲載されている住所、氏名をもとにお送りしています。

※この無料クーポン券事業は、国で示された要領に基づいて、札幌市が実施しています。

※各検診実施医療機関への移動代は、無料なりません。

※今までにかかったご病気、検診時の症状によっては、無料クーポン券が使用できない場合があります、また妊娠中の検査は、クーポン券が使用できない場合がありますので、主治医にご相談ください。

切り取り線

切り取り線

受診券番号 1-99999999  
氏名 札幌 花子  
生年月日 昭和58年04月02日  
住所 札幌市中央区北1条西11丁目1番地1  
サッポロハイツ111号

## 乳がん検診無料クーポン券

有効期限： 令和7年3月31日まで

受診年月日 令和 年 月 日  
受診医療機関

札幌市

これからは偶数歳で



乳がん検診を受けよう

札幌市がん検診イメージキャラクター「あんしんけん」

# 注 意 事 項

Q1

昨年(または今年)、すでにがん検診を受診しましたが、このクーポン券を使って再び受診できますか?

A

受診できます。なお、次の3項目すべてに該当される方には、自己負担相当額を札幌市から戻します。(検診実施医療機関では戻しません)

①令和6年(2024年)4月1日から令和6年(2024年)7月31日までの間に

②札幌市がん検診の子宮頸がん検診又は乳がん検診(クーポン券の対象となるがん検診のみ対象)を受診して

③自己負担額を支払った方

上記3項目に該当する方には、札幌市から令和6年(2024年)12月頃に、ご案内文書及び申請書を郵送します。戻し申請の際には、クーポン券が必要となりますので保管しておいてください。

(払い戻しの申請は、①~③に該当する方へ自動的に申請書等を郵送いたしますので、事前の申込みは不要です。)

\*人間ドックや職場等のがん検診、治療中、治療後の検査、妊娠中の検査は「札幌市がん検診」ではありません。そのため、戻しの対象外となりますので、ご了承ください。

Q2

住所・姓が変わる(変わった)のですが、このクーポン券は使えますか?

A

【市外に転出の場合】

転居先の市区町村にお問い合わせください。

【市内で転居の場合】

旧住所の無料クーポン券と現在の住所が分かる身分証明書(保険証等、氏名、生年月日、住所がわかるもの)を持参の上、窓口で札幌市内で引っ越しをしたことを説明してください。

【姓が変わった場合】

旧姓の無料クーポン券と新姓の身分証明書(保険証等、氏名、生年月日、住所がわかるもの)を持参の上、窓口で名字が変わったことを説明してください。

Q3

このクーポン券はどこの医療機関でも使えますか?

A

指定の検診実施医療機関のみで使用できます。

Q4

本人以外でもこのクーポン券を使えますか?

A

使用できません。本人のみが使用できます。検診実施医療機関の窓口で本人確認をしますので、受診の際は必ずクーポン券と健康保険証などの身分証明書をお持ちください。

Q5

追加でエコー検査や子宮体部がん検査を受けた場合も無料となりますか?

A

追加検査を受けた場合は、別途、検診料金がかかります。

検診実施医療機関にご確認のうえ、受診してください。

なお、40歳代の方については、乳がん超音波検査(エコー検査)を800円で札幌市の乳がん検診に付加できる場合があります。

\*札幌市の乳がん超音波検査を実施していない医療機関もございますので、事前に札幌市乳がん検診実施医療機関(同封の乳がん検診手帳および下記2次元コード等で確認できます)にご確認ください。

\*「札幌市がん検診」の費用免除の対象の方は、札幌市乳がん超音波検査を無料で受診できる場合があります。

Q6

クーポン券が使用できない条件はありますか?

A

過去に治療をされたことがある方や現在治療中の方、妊娠中や授乳中は、クーポン券が使用できない(札幌市がん検診を受診できない)場合がありますので、医師にご相談ください。

Q7

クーポン券はいつまで使用できますか?

A

令和7年(2025年)4月1日以降、このクーポン券は無効となり使用できません。例年、2月・3月は検診実施医療機関が大変混み合うことや結果判明・請求事務に一定の時間がかかること等の理由によって、受診予約ができない事例が多く発生しておりますので、お早目にご予約・ご使用ください。

なお、札幌市では、このクーポン券事業とは別に、職場等で受診機会のない方に対し「札幌市がん検診」を実施しています。

・子宮がん検診:満20歳以上の女性で原則偶数歳の時に1回

・乳がん検診:満40歳以上の女性で原則偶数歳の時に1回

・胃がん検診:満50歳以上で原則偶数歳の時に1回

\*子宮がん検診・乳がん検診・胃がん検診ともに直前の偶数歳時に札幌市がん検診を受診していない奇数歳の方は受診可能です。

・大腸がん・肺がん検診:満40歳以上で年に1回

指定の検診実施医療機関については、同封の検診手帳(子宮頸がん検診手帳10ページ、乳がん検診手帳11ページ)をご覧ください。なお、以下の2次元コード、ホームページまたは表面の上記お問い合わせ先でも確認していただけます。

実施医療機関

札幌市 がん検診 医療機関

検索



## ウェルネス何フル? ～カラダにイイこと、もう一步～



### 【受診者の方へ】

●一度使用されたクーポン券は使用できません。

●このクーポン券の売買、第三者への譲渡はできません。

●このクーポン券に記載された内容が修正された場合は、使用できません。

●受診時にクーポン券の提出がない場合は、無料検診の対象外となります。

### 【検診実施医療機関の方へ】

●このクーポン券を使用する場合は、健康保険証(身分証明書等)で必ず本人確認を行なって下さい。

●札幌市に検診費用を請求する際は、このクーポン券の添付が必要です。

●医療機関の方は、ウェルネス推進課にお問い合わせください。

#### (お問い合わせ先)

札幌市コールセンター:電話 011-222-4894

年中無休(8:00~21:00) FAX 011-221-4894

Eメール info4894@city.sapporo.jp

(発行) 札幌市保健福祉局 ウェルネス推進部 ウェルネス推進課

電話 011-211-3514

FAX 011-211-3521